

第四百回 参議院科学技術特別委員会會議録第五号

昭和六十一年四月二十五日(金曜日)
午後四時二十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 馬場 富君
理事 岡部 三郎君
志村 哲良君
稲村 稔夫君

委員

岩動 道行君
長田 裕二君
龜井 久興君
成相 善十君
林 寛子君
安田 隆明君
伏見 康治君
山田 勇君

國務大臣

國務大臣
(科学技術庁長官)

河野 洋平君

政府委員

科学技術庁長官
官房長
科学技術庁計画
局長

矢橋 有彦君
長柄喜一郎君

事務局側

常任委員会専門
員

野村 静二君

本日の會議に付した案件

○研究交流促進法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(馬場富君) ただいまから科学技術特別
委員会を開会いたします。

研究交流促進法案を議題といたします。

第十九部 科学技術特別委員会會議録第五号

政府から越旨説明を聴取いたします。河野科学
技術庁長官。

○國務大臣(河野洋平君) 研究交流促進法案につ
きまして、その提案理由及び要旨を御説明いたし
ます。

資源に乏しい我が国が、科学技術の振興にその
立国の基盤を求めることが不可欠であることは申
すまでもありません。特に、創造性豊かな科学技
術の振興が重要な政策課題となっており、この点
で国の果たすべき役割が大きいこともあって、国
の研究に対する期待は、ますます増大いたしてお
ります。

一方、今日、研究が高度化するにつれて多分野
にまたがる研究が多くなっており、国の研究の促
進に当たっては、研究組織の枠を超えた研究交流
を積極的に推進し、資金、人材等の研究資源の効
率的かつ効果的な活用を図ることが極めて重要と
なっております。

国の研究は一般行政事務と異なる特質を有して
おりますが、これについても公務員制度、財産管
理制度等の一般原則によつて律せられるため、国
の研究に関する交流の促進を図る上での条件が十
分整っているとは言えない状況にあります。

このような状況を踏まえ、昨年七月、臨時行政
改革推進審議会が取りまとめた行政改革の推進方
策に関する答申では、国立の試験研究機関及び大
学と民間等との間の研究交流を円滑に促進する上
で必要な諸制度の整備、改善に努めるよう求め
ております。

本法律案は、以上にかんがみ、国の研究に関し
国以外の者との交流を促進するために必要な法制
上の新たな措置について定めることにより、国の
研究の効率的推進を図ることを目的とするもので
あり、以下の事項をその内容としております。

第一は、試験研究機関等において研究に従事す

る研究公務員に外国人を任用できるようにするこ
とであります。

第二は、研究公務員に職務専念義務の免除によ
る学会等への出席の道を開くことであります。

第三は、国の委託研究及び国と国以外の者との
共同研究の効率的推進のため、研究公務員を休職
により当該研究の相手方である民間企業等の研究
に従事させる場合、退職手当上の不利益をなくす
ことであります。

第四は、国の受託研究の成果から生まれた特許
権等に関する取り扱いを改善することでありま
す。

第五は、外国政府等との共同研究の成果から生
まれた特許権等について、当該外国政府等に対し
無償または廉価による使用を認めることができる
ようにすることと、外国政府等との共同研究の
実施に伴い生ずる当該外国政府等に対する損害賠
償の請求権を放棄できるようにすることでありま
す。

第六は、研究交流の促進を図るため特に必要が
ある場合で、試験研究機関等が行っている研究と
密接な関連を有し、その推進が特に有益であると
認められる試験研究を行う者に対し、試験研究機
関等の施設を廉価で使用させることができるよう
にすることとあります。

第七は、国は、本法律案により、国の研究に関
し国際的な交流を促進するに当たっては、条約そ
の他の国際約束を誠実に履行すべき義務並びに國
際的な平和及び安全の維持について特別の配慮を
払ふものとするのであります。

これらの措置を講ずることにより、国の研究に
関し研究交流が促進され、研究がこれまで以上に
効率的、効果的に進められるものと確信しており
ます。

以上、本法律案の提案理由及びその要旨を御説

明申し上げました。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら
んことをお願いいたします。

○委員長(馬場富君) 以上で本案の越旨説明は終
わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

四月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件
が付託された。

一、原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律案(衆)

原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び
原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法
律案

原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律の一部を改正す
る法律

(原子力基本法の一部改正)
第一条 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十
六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 原子炉の管理」を「第六章
原子炉の管理
二 放射性廃物の発生者の保管責任」に改める。

第一条中「図り」を「図」とともに、使用済み
の核燃料物質等についてその発生者の保管責任
を明確にすることによつて、当該使用済みの核
燃料物質等による災害の防止を図り」に改める。

第七条の見出し中「及び動力炉・核燃料開発
事業団」を削り、同条第一項中「事項を行なわ
るため」を「事項を行わせるため」に改め、「

原子炉のうち高速増殖炉及び新型転換炉並びに核原料物質及び核燃料物質に関する開発等を行なわせるため動力炉・核燃料開発事業団を」を削り、同条第二項中「及び動力炉・核燃料開発事業団」を削る。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 放射性廃物の発生者の保管責任

(放射性廃物の発生者の保管責任)

第十六条の二 原子力の研究、開発又は利用に関する事業を行う者は、その事業活動に伴つて生じた使用済みの核燃料物質その他の放射性廃物の全部について、自らの責任において、その安全の確保のための管理の可能な状態で、十分な保安措置を講じつつ、恒久的に保管しなければならない。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 再処理の事業に関する規制(第四十四条―第五十一条)」を「第五章 削除」に改める。

第一条中「加工及び再処理」を「及び加工」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第三条第一項中「動力炉・核燃料開発事業団以外の者」を削り、「行おうとするもの」を「行おうとする者」に改める。

第三条第二項第二号中「その附属施設」を「放射性廃物保管施設その他の製錬設備の附属施設」に改め、同項第三号中「製錬の方法」を「製錬及び放射性廃物(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、廃物であるものをいう。以下同じ)の保管の方法」に改める。

第四条第一項に次の一号を加える。
四 製錬施設が設置される工場又は事業所内

に放射性廃物保管施設が設置されること。

第十条第二項第三号中「第十一条の二第二項」を「第十一条の二第一項の規定に違反し、又は同条第三項」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第五十九条の三第一項、第五十九条の四又は第六十一条の二の二の規定に違反したとき。

第十一条中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削る。

第十一条の二を次のように改める。
(放射性廃物の恒久的保管)

第十一条の二 製錬事業者は、その事業活動に伴つて生じた放射性廃物を、当該放射性廃物に係る製錬設備が設置されている工場又は事業所内の放射性廃物保管施設において、安全の確保のための管理の可能な状態で、恒久的に保管しなければならない。

2 製錬事業者は、放射性廃物の保管について、総理府令、通商産業省令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、放射性廃物の保管に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製錬事業者に対し、放射性廃物保管施設の使用の停止、改造、修理又は移転(当該放射性廃物保管施設を設置した工場又は事業所内の移転に限る。)、保管の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

第十二条第一項中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同条第二項中「核燃料物質の下に」又は「核燃料物質」によつて汚染された物に加え、同条第三項中「核燃料物質」の下に「又は核燃料物質によつて汚染された物に加え、動力炉・核燃料開発事業団又は」を削り、同条第四項中「動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者並びに」を「製錬事業者及び」に改める。

第十三条第二項第二号中「その附属施設」を「放射性廃物保管施設その他の加工設備の附属施設」に改め、同項第三号中「加工の方法」を「加工及び放射性廃物の保管の方法」に改める。

第十四条第一項に次の一号を加える。
四 加工施設が設置される工場又は事業所内に放射性廃物保管施設が設置されること。

第二十条第二項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 第二十一条の二の規定に違反したとき。

第二十条第二項第五号の二を削り、第五号の三を第五号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

五の三 第五十九条の三第一項、第五十九条の四又は第六十一条の二の二の規定に違反したとき。

第二十一条の二第三号中「廃棄」を「保管」に改め、同条を第二十一条の二とする。

第二十一条の次に次の一条を加える。
(放射性廃物の恒久的保管)

第二十一条の二 加工事業者は、その事業活動に伴つて生じた放射性廃物を、当該放射性廃物に係る加工設備が設置されている工場又は事業所内の放射性廃物保管施設において、安全の確保のための管理の可能な状態で、恒久的に保管しなければならない。

第二十一条の三中「廃棄」を「保管」に改め、「移転」の下に「(当該加工施設を設置した工場又は事業所内の移転に限る。)」を加える。

第二十二条第二項及び第三項中「核燃料物質」の下に「又は核燃料物質」によつて汚染された物」を加える。

第二十三条第二項第五号中「その附属施設」を「放射性廃物保管施設その他の原子炉の附属施設」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 放射性廃物(使用済燃料(原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質をいう。以下同じ)及び

原子核分裂生成物を含む。以下同じ)の保管の方法

第二十四条第一項に次の一号を加える。
五 原子炉施設が設置される工場又は事業所内に放射性廃物保管施設が設置されること。

第三十三条第二項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 第三十四条の二第一項の規定に違反したとき。

第三十三条第二項第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 第五十九条の三第一項若しくは第二項、第五十九条の四又は第六十一条の二の二の規定に違反したとき。

第三十三条第三項第一号中「第五号の三」を「から第五号の四まで」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第三十四条の二第二項の規定に違反したとき。

第三十四条の次に次の一条を加える。
(放射性廃物の恒久的保管等)

第三十四条の二 原子炉設置者は、その事業活動に伴つて生じた放射性廃物を、当該放射性廃物に係る原子炉が設置されている工場又は事業所内の放射性廃物保管施設において、安全の確保のための管理の可能な状態で、恒久的に保管しなければならない。

2 外国原子力船運航者は、その事業活動に伴つて生じた放射性廃物を、当該放射性廃物に係る外国原子力船内の放射性廃物保管施設において、安全の確保のための管理の可能な状態で、保管しなければならない。

第三十五条第一項第三号中「貯蔵又は廃棄」を「貯蔵又は保管」に、「運搬及び廃棄」を「運搬」に改め、「次項において同じ」を削り、「運搬又は廃棄」を「運搬」に、「次条第一項」を「次条」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条第一項中「廃棄」を「保管」に、「前

条第一項を「前条に改め、「移転」の下に「当該原子炉施設を設置した工場又は事業所内の移転に限る。」を加え、同条第二項を削る。

第五章 削除

第四十四条から第五十一条まで 削除

第五十二条第一項第一号中「（製錬の事業を行なう場合における動力炉・核燃料開発事業団を含む。第六十五条及び第六十六条を除き、以下同じ。）」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第二項第六号中「使用済燃料の処分」を「放射性廃物の保管」に改め、同項第九号中「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設（以下単に「廃棄施設」という。）」を「放射性廃物保管施設」に改める。

第五十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 再処理に関する核燃料物質の使用にあつては、これは再処理の研究のみに使用するものであること。

第五十三条第三号中「廃棄施設」を「放射性廃物保管施設」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 使用施設等が設置される工場又は事業所内に放射性廃物保管施設が設置されること。

第五十六条第四号中「第五十八条第一項」を

「第五十八条第二項」に改め、同条第四号の二中「第五十八条第三項」を「第五十八条第一項の規定に違反し、又は同条第三項」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の五 第五十九条の三第一項若しくは第二項、第五十九条の四又は第六十一条の二の二の規定に違反したとき。

第五十八条及び第五十八條の二を次のように改める。

（放射性廃物の恒久的保管）

第五十八条 使用者は、その核燃料物質の使用に伴つて生じた放射性廃物を、当該放射性廃物に係る使用施設が設置されている工場又は

事業所内の放射性廃物保管施設において、完全の確保のための管理の可能な状態で、恒久的に保管しなければならない。

2 使用者は、放射性廃物の保管について、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、放射性廃物の保管に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者に対し、放射性廃物保管施設の使用の停止、改造、修理又は移転（当該放射性廃物保管施設を設置した工場又は事業所内の移転に限る。）、保管の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることが出来る。

（使用済燃料等の搬出の禁止）

第五十八条の二 使用者、原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、使用済燃料又は核燃料物質の原子核分裂をさせることにより汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）を使用施設等又は原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。）の外に搬出してはならない。

第五十九条の二第一項中「、外国原子力船運航者及び再処理事業者」と及び外国原子力船運航者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（再処理事業の禁止等）

第五十九条の三 何人も、再処理（使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することを含む。）次項において同じ。）の事業を行つてはならない。

2 何人も、外国において再処理の事業を行う者に再処理を委託してはならない。

（放射性廃物の保管の委託の禁止）

第五十九条の四 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、放射性廃物の保管の委託をしてはならない。

第六十条中「、再処理事業者」を削り、「核燃料物質」の下に「（放射性廃物である核燃料物質を除く。）」を加える。

第六十一条第一号から第三号までの規定中「、再処理事業者」を削り、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第六十一条第五号から第七号までの規定中「、再処理事業者」を削る。

第六十一条の二を次のように改める。

（海洋への廃棄等の禁止）

第六十一条の二の二 何人も、核燃料物質、核燃料物質又はこれらによつて汚染された物を、船舶、航空機若しくは人工海洋構造物から海洋に廃棄し、又は船舶若しくは人工海洋構造物において廃棄する目的で燃焼させてはならない。

第六十一条の三第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第四項中（同項第一号に該当する場合の動力炉・核燃料開発事業団を除く。）を削る。

第六十二条第二項中「若しくは第四十四条第一項」を削る。

第六十三条中「、再処理事業者」を削る。

第六十四条第一項中「、再処理事業者」を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「、再処理施設」を削り、同項第一号中「第五十八条の二に規定する廃棄（以下「事業所外廃棄」という。）に係る場合にあつては内閣総理大臣」という。）に改め、同項第二号中「、再処理事業者」を削り、同項第三号及び第四号中「事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣」とを削り、「内閣総理大臣又は」を「、内閣総理大臣又は」に改める。

第六十五条第一項中「、加工事業者若しくは再処理事業者」を若しくは加工事業者」に改め、「再処理事業者」を削り、同条第二項中「若しくは第四十四条第一項」を削り、同条第三項中「原子炉設置者」又は原子炉設置者」に改め、

「、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたとき」を削る。

第六十六条第一項中「若しくは第四十六条の七」及び「若しくは再処理事業者」を削り、「廃棄し」を「保管し」に改め、同条第二項中「及び第五十八条の二を削り、「廃棄する」を「保管する」に、「第五十九条から第六十条まで」を「第五十八條の二から第五十九條の二まで、第五十九條の四及び第六十条」に改め、同条第三項中「加工若しくは再処理」を「若しくは加工」に改め、「再処理事業者」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（放射線に関する監視及び測定）
第六十六条の二 国は、生活環境に対する放射線の影響を防止するための措置を適正に実施するため、政令で定めるところにより、製錬施設、加工施設、原子炉施設、外国原子力船及び使用施設等の周辺の大気、水質及び土壌について、放射線に関する監視及び測定を行わなければならない。

2 国は、前項の監視及び測定の結果について記録の作成、保存その他政令で定める措置を講じなければならない。

3 国は、第一項の監視及び測定の結果を公表しなければならない。

第六十七条中「、再処理事業者」及び「第六十一条の二第二項第二号に該当する場合における製錬事業者並びに」を削る。

第六十九條第一項中「、第四十六條の七」を削る。

第七十一条第四項中「事業所外廃棄又は」を削り、同条第五項中「、第二十條、第四十四條第一項、第四十四條の四第一項、第四十六條の五第一項若しくは第四十六條の七」を若しくは第

二十条に改め、「若しくは第四十四条第一項の指定」を削り、同条第六項中「又は当該再処理事業者（第四十四条第一項の指定の申請者を含む。）」を削り、同条第七項中、「第二十二條の五（第五十一條第二項において準用する場合を含む。）」、第四十九條、第五十條第一項若しくは第三項若しくは第五十條の二第二項を「若しくは第二十二條の五」に改め、「若しくは再処理事業者」を削り、「第二十二條の二第二項（第五十一條第二項において準用する場合を含む。）」、第四十四條の四第二項、第四十六條の三、第四十六條の四、第四十六條の六第二項若しくは第五十條の二第二項を「若しくは第二十二條の二第二項」に改め、同項ただし書を削り、同条第八項中、「第二十一條の二第二項（第六十一條の二第二項において準用する場合を含む。）」、第三十六條第二項及び「事業所外廃棄又は」を削り、同条第九項中、「加工事業者又は再処理事業者」を「又は加工事業者」に改め、「（再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所に対するものにあつては、内閣総理大臣）」を削る。

第七十二條中「若しくは第四十四條第一項」、「第四十四條の四第一項」及び「若しくは第四十六條の七」を削る。

第七十四條の二第二項第一号中「及び第四十四條第一項」を削り、同項第二号中、「第三十九條第一項及び第四十四條の四第一項」を「及び第三十九條第一項」に改め、同項第二号の二を削り、同項第三号中、「第三十一條第一項及び第四十六條の五第一項」を「及び第三十一條第一項」に改め、同項第四号中「及び第四十六條の七第一項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び第四十六條の七第二項」を削る。

第七十五條第一号中「又は第四十四條第一項」を削り、同条第二号中「第四十四條の四第一項」を削り、同条第三号を削り、同条第四号中「第二十七條又は第四十五條」を「又は第二十七條」に改め、同号を同条第三号とし、同条第

五号中、「第四十六條第一項」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第七十七條第二号中「第二十條第二項又は第四十六條の七第二項」を「又は第二十條第二項に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第十一條の二第一項、第二十一條の二若しくは第三十四條の二の規定又は第五十八條第一項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第七十八條第五号の二から第六号の二までを削り、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とし、同条第九号の二を削り、同条第十号を同条第九号とする。

第七十九條第一号中、「第五十條第一項」を削り、同条第二号中、「第五十條第三項」を削り、同条第三号中「第十一條の二第二項（第六十一條の二第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「第三十六條第一項若しくは第二項、第四十九條」を「第三十六條」に改め、同条第四号の二を削り、同条第五号中「第五十八條第一項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第五号の二を削り、同条第五号の三を同条第五号の二とし、同条第五号の四中「第六十一條の二の二第四項において準用する場合を含む。」を削り、同号を同条第五号の三とする。

第八十條第一号中、「第四十七條」を削る。

第八十二條第一号中「第十七條若しくは第

四十六條の三」を「若しくは第十七條」に改め、同条第一号の二中（第五十一條第二項において準用する場合を含む。）を削り、同条第二号中「若しくは第四十六條の四」を削る。

第八十三條中「第四十四條の四第二項若しくは第四項、第四十六條の六第二項」を削る。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（動力炉・核燃料開発事業団法の廃止）
第二条 動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）は、廃止する。

（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）
第三条 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「附随して」を「付随して」に、「廃棄」を「保管」に改め、同項第三号中「再処理」を「再処理（研究のためのものに限る。）」に改め、同条第三項第二号の二及び第五号を削り、同条第四項中「規制法第二條第七項に規定する使用済燃料」を「規制法第二十三條第二項第八号に規定する使用済燃料」に、「規制法第二條第七項に規定する再処理」を「規制法第五十九條の三第一項に規定する再処理」に改める。

（罰則に関する経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置等を定める法律の制定）
第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置、関係法律の整備その他の事項については、別に法律で定める。

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、研究交流促進法案

研究交流促進法案
研究交流促進法

（目的）
第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する国の試験研究に關し、国と国以外の者との間の交流を促進するために必要な措置を講じ、もつて科学技術に關する試験研究の効率的推進を図ることを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち科学技術に關する試験研究（以下「研究」という。）を行うもので政令で定めるものをいう。

一 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八條の二の規定に基づき同法第三條の行政機関に置かれる試験研究機関その他の施設等機関
二 国家行政組織法第八條の三の規定に基づき同法第三條の行政機関に置かれる特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関
三 国家行政組織法第九條の規定に基づき同法第三條の行政機関に置かれる地方支分部局に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

2
この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。

一 一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六條第一項の規定に基づき、同法別表第七研究職俸給表（次号において「別表第七」という。）の適用を受ける職員（その属する職務の級が一級である者を除く。）並びに同法別表第六教育職俸給表（次号において「別表第六」という。）の適用を受ける職員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定の適用又は準用を受ける職員を除く。）及び一般職の職員の給与等に関する法律

昭和六十一年五月七日印刷

昭和六十一年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D